

君津市災害時生活用水協力井戸の登録に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害により水道による給水が困難となったときに、地域住民等に対して飲料水以外の洗濯、トイレ等に使用する水（以下「生活用水」という。）を提供するための井戸（以下「協力井戸」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第 2 条 登録できる協力井戸は、次に掲げる要件のいずれにも該当する井戸とする。

- (1) 市内に所在する電動式、手動式若しくは電動・手動式併用のポンプ井戸又は自噴井戸であること。
- (2) 所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が現在使用し、かつ、今後も引き続き使用する予定であること。
- (3) 所有者等において継続的かつ適正に管理されていること。
- (4) 生活用水として使用できる水量及び水質であること。
- (5) 所有者等の家屋の門等の近隣の住民等から認識しやすい場所に協力井戸の案内標識を掲示することについて、所有者等が同意すること。
- (6) 協力井戸に関する情報を協力井戸が所在する自治会及び自主防災組織に提供するとともに、市ホームページ、広報誌等に掲載することについて、所有者等が同意すること。

(登録の手続等)

第 3 条 協力井戸として登録を受けようとする所有者は、君津市災害時生活用水協力井戸登録申込書（別記第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申し込みがあったときは、速やかに現地調査等の必要な調査を行い、登録の可否を決定するとともに、君津市災害時生活用水協力井戸登録可否決定通知書（別記第 2 号様式）により、当該申し込みをした所有者に通知するものとする。この場合において、登録することを決定したときは、当該決定を受けた所有者に前条第 5 号に規定する案内標識を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により協力井戸の登録を決定したときは、当該協力井戸に係る前

条第6号に規定する情報の提供及び掲載（以下「市民等への公表」という。）を速やかに行うものとする。

4 前項の市民等への公表に当たっては、協力井戸の利用に係る注意事項として次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

(1) 所有者等の承諾が得られた場合を除き、利用は日中に限られること。

(2) 所有者等の意に反する利用をしないこと。

(3) 所有者等から協力井戸に関する管理運用上の指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

（登録期間）

第4条 協力井戸の登録期間は、登録した年度を含めた3か年度とする。ただし、当該登録期間の満了の日までに登録解除の申し出がない場合は、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（登録情報の更新）

第5条 市長は、協力井戸の現状把握に努め、協力井戸に関する情報が変更となったときは、軽微な変更を除き、その変更内容について市民等への公表を行うものとする。

（登録解除）

第6条 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、協力井戸の登録を解除するものとする。

(1) 所有者から君津市災害時生活用水協力井戸登録解除申出書（別記第3号様式）の提出があったとき。

(2) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。

(3) その他市長が協力井戸として登録することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により協力井戸の登録を解除したときは、君津市災害時生活用水協力井戸登録解除決定通知書（別記第4号様式）により、所有者へ通知するとともに、市民等への公表を行うものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。